

平成三十年度

博士（文学）学位請求論文

内容及び審査の要旨

藤森
馨

古代の天皇祭祀と神宮祭祀

学位請求論文

藤森 馨 「古代の天皇祭祀と神宮祭祀」

審査報告

藤森馨氏の学位請求論文は、I 「古代の天皇祭祀」、II 「古代の神宮祭祀」、III 「神話と祭祀」の三部構成からなる。第I・II部は、朝廷において天皇が親祭される月次祭神今食・新嘗祭と伊勢神宮で斎行される月次祭・神嘗祭の三節祭とが、密接不可分の対応関係にあることを中心に論じた雄編であり、第III部は大神神社の鎮花祭や三枝祭、中世に誕生した天照大神と天児屋命との所謂二神約諾神話や、伊勢神宮神嘗祭の由来を語る真名鶴神話と祭祀との関連を考察した労作である。

以下、各部の章ごとに、論旨の概要と特色を記し、必要に応じて若干の論評を加えることとする。

第一部「古代の天皇祭祀」は、三章と付論から構成される。

第一章「神宮祭祀と天皇祭祀—神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造」は、伊勢神宮の月次祭・神嘗祭と朝廷の神今食・新嘗祭との祭祀構造を比較検討する。『皇太神宮儀式帳』に依拠して神宮の月次祭を、『儀式』『延喜式』『清涼御記』に依拠して天皇親祭の神今食を、また、『皇太神宮儀式帳』に依拠して神宮の神嘗祭を、『延喜式』『清涼記』に依拠して天皇親祭の新嘗祭を、それぞれ復元・比較して、神宮の月次祭・神嘗祭の祭祀構造は、それぞれ朝廷の神今食・新嘗祭の祭祀構造と対応関係にあることを論証する。また、神今食とその延長線上にある月次祭を、皇室の祖靈祭に由来する祭祀と解釈し、神嘗祭と新嘗祭についても同様であるとする。そのことより、神宮祭祀は天皇祭祀の影響を濃厚に受けて成立した祭祀であることを明らかにしている。

史料に立脚した実証的な論文であり、朝廷の月次祭神今食と神宮の月次祭、朝廷の新嘗祭と神宮の神嘗祭が対応関係にあることは、本章の考察によつて明らかになったと言つてよい。

ただ「天皇祭祀」という用語は、やや概念が不明確であるため、朝廷祭祀における天皇親祭と理解し、本報告書では「天皇祭祀」の用語の使用を避けたいと思う。また著者は、養老神祇令規定の「季夏・季冬の月次祭」は、神祇官を式場として斎行される班幣儀のみを規定した条文で、同日夜に斎行される天皇親祭の神今食儀を含んでいないと理解しているが、神今食儀も含めた月次祭神今食と解釈しなければ、神祇令月次祭条義解に説く「謂於神祇官祭、与祈年祭同、即如庶人宅神祭也」（「古記」も同じ）の解釈に窮することになる。そもそも令規定の月次祭は十一日朝の班幣儀、夜の神今食儀を含めたものと考えられる。『儀式』『延喜式』に「神今食儀」が規定

されているのは、神祇令規定の月次祭は、朝の班幣儀と夜の神今食儀も含んだ条文であり、その施行細則である儀式・式に具体的に儀式次第が規定されたと考えるべきではないかと思われる。

著者は結論として、朝廷の月次祭と神宮の月次祭は、天皇の祖靈としての天照大神を奉祭する内々の祖靈祭で、朝廷の新嘗祭と神宮の神嘗祭は、皇祖であり律令国家の守護神である天照大神を奉祭する国家的収穫祭であつたと、その性格を識別している。理解しやすい説であるが、今後はこの説の「祖靈祭」の概念を説明する必要があろう。

第二章「建礼門前大祓と天皇祭祀」では、平安時代初期から見える建礼門前を式場とする臨時の大祓は、天皇親祭の祭祀が延引・停止された場合であることを確認し、その上で、祈年祭の停止と建礼門前大祓の事例を辿り、穢れによる祈年祭の停止と建礼門大祓が始まったのは朱雀天皇朝であり、その理由を、同朝は祈年祭を天皇親祭の祭祀と認識するようになつたためであろうと推定する。

祈年祭には本来、天皇の関与はなく、天皇親祭の祭祀ではなかつたのにもかかわらず、推定のようになつたのに朱雀天皇朝から祈年祭を天皇親祭の祭祀と認識するようになつたのは、何故なのか、その背景や理由について知りたいところである。

第三章「院政期における朝廷の神祇信仰——令制四箇祭の変容と院公卿勅使を中心にして」は、院政期に入ると、祈年祭・両度月次祭・新嘗祭の令制四箇祭は、神宮を対象とする天皇親祭の祭祀と認識されるようになつたことを跡付ける。院政期の十二世紀初の『中右記』天永三（一一二二）年四月二日条記事より、全国の神を祭る祈年祭が、この段階では神宮を対象とした祭祀と觀念されていてこと、十二世紀後半の『建久皇大神宮年中行事』に、神宮三節祭と神衣祭には八重榼を正殿と宮垣に奉飾するが、近代は祈年祭においても八重榼を奉飾するとあることより、神宮側においても祈年祭に対する觀念が変容し、天照大神を奉祀する天皇親祭の祭祀と理解されるようになつたと指摘する。

公卿勅使は、宇多天皇の寛平六（八九四）年の新羅來襲時に成立するが、公卿勅使差遣の意図は、天皇の御願をより直截に神宮に伝達するためであり、院政期に飛躍的に増加したが、その理由を天皇の神宮に対する私的祈願が増加したためとする。また、上皇も院の近臣を主使とした公卿勅使を神宮に差遣するようになったことを、白河院・鳥羽院の差遣事例をあげて述べる。

付論「『繼嗣令』皇兄弟子条の再検討」は、「繼嗣令」皇兄弟子条を皇位繼承規定とし、女帝の子は、男帝の子と同様に皇位につく資格を規定している、とする見解に対し、著者は、「繼嗣令」皇兄弟子条は皇親の範囲を規定した条文で、女帝の系統に皇位繼承を認めた条文ではないことを述べる。

第二部 「古代の神宮祭祀」は八章から構成される。

第一章「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造—由貴大御饌神事に関する試論」は、神宮の六月十一月月次祭・神嘗祭の三節祭について、昼儀の奉幣儀と夜儀の由貴大御饌神事について考察する。『皇太神宮儀式帳』と『止由氣宮儀式帳』に依拠して、内宮と外宮における月次祭・神嘗祭の夜の由貴大御饌神事の祭儀次第を比較・検討する。奉幣儀は両宮ほぼ同じ祭儀であるが、夜儀の由貴大御饌神事は、内宮のみ御飯の供進があり、外宮には御飯の供進がなかつたことを指摘する。

御飯の供進がない外宮は、内宮鎮座より遅れて勧請された可能性が高いこと、さらに、由貴大御饌神事を根拠とする豊受大神の天照大神への服属儀礼説は成立しないこと、また、外宮神事は大神宮司の支援の上に成立していることを合わせて言及する。両宮の祭祀構造の検証より、創祀以来、外宮の本質は天照大神のミケツ神であり、「御饌殿」祭祀であり、独立した在来の土地神であるとは到底考えられないことを明らかにしたもので、示唆するところの多い優れた論考といえよう。

なお、外宮の供進者が大物忌父・御炊物忌父・御巫内人しか見えないので、大物忌・御炊物忌は大御饌供進に関わっていないとする（一〇七頁）が、直会には物忌が加わっていることと、神饌供進は大物忌の職掌であることも勘案すれば、大物忌・御炊物忌が関与していないとは考え難いであろう。

第二章「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造再考」は、外宮の由貴大御饌には御飯の供進がなかつたとする第一章論文への批判に対する反論である。外宮高宮には大物忌が御飯を供進していることが確認されるので、本宮の豊受大神に御飯が供進されないのはありえないとする批判に対して、高宮への御飯供進を認めた上で、高宮料は二所大神宮料とは別で、耕作者も異なっているとし、外宮の由貴大御饌には御飯の供進が確認できることを再説する。

第三章「伊勢神宮祈年祭における御扉の開閉をめぐつて」は、神宮における祈年祭の実態とその変化を跡付ける。弘仁年間以前の神宮における祈年祭は、奉幣使が差遣されても祭儀の中心は宮司であつたが、弘仁年間の祭主制成立以後は、朝廷より差遣される奉幣使（祭主）を中心とする祭儀に変化したことを述べる。

神宮における祈年祭儀について、『皇太神宮儀式帳』を基に延暦期祈年祭、「延喜大神宮式」を基に延喜期同祭、『建久三年皇太神宮年中行事』を基に建久期同祭を復元・比較する。その上で、次の三点を指摘する。①延暦期の祝詞奏上者は宮司。延喜期には奏上者は奉幣使に代わり、建久期も奉幣使が奏上する。②祈年祭幣帛は神祇官幣であるので、正殿には奉奠されない。正殿は開扉しない。③荒祭宮正殿は開扉され、祈年祭幣帛は荒祭宮に奉奠されている。そして、①の祝詞奏上者の変更は、令外の官である祭主職が弘仁年間に

成立したことによると推察する。

第四章「伊勢神宮祈年祭と御田種蒔下始行事」は、神宮神田の春耕行事である御田種蒔下始行事についての考察。同行事の斎行については、二月十二日に斎行される祈年祭の前と、後とする解釈があるが、著者は、神宮神田の春耕行事である神田下種祭は、朝廷からの幣帛を受ける祈年祭以前の初の子日に斎行されていたとする荒木田経雅説に左袒する。

第五章「神衣祭と大嘗祭のニギタエ・アラタエ」は、神衣祭は毎年四月と九月の十四日に、内宮と荒祭宮でのみ斎行される天照大神の更衣の祭祀で、「令集解神衣祭条」所収「令釈」・「令義解神衣条」に、神衣祭には三河国の赤引糸を用いると解釈するが、これは大嘗祭の和妙と神衣祭を混同した結果であると説く。

「皇太神宮儀式帳」・「延喜伊勢大神宮式」には神衣の料についての具体的な記述がないが、「伊勢大神宮式」神衣条に服部等造二時神衣機殿祭并雜料として掲げられている「糸一百絹」が神衣祭和妙の料で、麻積等機殿祭并雜料の「麻三十疋」を荒妙の料と推定する。しかし内宮正殿に供進される和妙は廿四疋で、糸一百絹で奉織できるのか、「伊勢大神宮式」神衣条の「服部等造二時神衣機殿祭并雜料」と「麻積等機殿祭并雜料」は、服部と麻積がそれぞれの機殿奉織に際して祀るための祭料と解すべきではないか、また大嘗祭の荒妙は忌部が麻で奉織したもので、北野斎場からの神供行列に唯一加わらない特殊な事例で、忌部氏の強い主張があつたとみられるから、「令釈」が混同したのならば、何故荒妙を忌部氏としないのか、正しく神宮神部の麻積氏としているではないか、などの疑問も存在することを付記する。

第六章「古代の伊勢神宮祭祀」は、神宮の祈年祭・神衣祭・月次祭・神嘗祭の祭祀を概観する。同一祭祀でも内宮と外宮とで相違する場合があること、また、神宮祭祀に関して朝廷官人と神宮祠官との間で認識の相違があつた場合もあることを指摘する。

第七章「神宮月次祭への祭主参加時期の検討」は、神宮の月次祭への祭主参加について検討する。『弘仁式』において、祈年祭の式日（二月四日）・幣帛使の祭儀での位置づけが確実になつたことを明らかにする。弘仁期以前の神宮祭祀は宮司主体であつたが、弘仁式において、幣帛使としての祭主の祭儀における役割（祭主中臣が祝詞奏上）が重要になつたことを指摘する。

第八章「古代の遷宮と朝廷からの使者」は、遷宮に際して、朝廷から奉獻される神宝使について考察する。遷宮神宝使は天皇の内々の儀として、天皇の御在所で発遣儀が執行され、弁官が差遣されたと考えられる」と述べる。

第三部「神話と祭祀」は四章から構成される。

第一章「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」は、「神祇令」に規定される大神神社の鎮花祭と率川神社の三枝祭を考察する。鎮花祭と三枝祭、そして相嘗祭は国家が直接奉祭するのではなく、在地の氏族を媒介とする間接的な祭祀であり、前記三祭の祭祀構造を検討し、律令国家が神々の祟咎を畏怖したがために、それらの祭祀を在地の氏族に委託していたという古代祭祀の実態を述べる。

この三祭の祭祀は、神祇官で弁備されていた幣帛を、各神社の祝部が請い受け、各神社において斎行された律令祭祀ではあるが、國家の意思を神祇官が直接大神に伝達するのではなく、大神を奉祭する大神氏を介して、委託して願意が伝えられるもので、大物主神を防疫神と認識した国家の要請により創祀された祭祀であり、天皇であっても大物主神の祭祀に容喙できない、という古代祭祀の実態を示しているとする。

第二章「二神約諾神話淵源考」は、皇室の祖神天照大神と藤原氏の祖神天児屋命との約諾についての考察。二神約諾神話の淵源が天照大神と祭主大中臣氏との関係にあることを指摘する。

二神約諾神話とは、摂政・関白制度の由来が、天孫降臨に際して皇室の祖神天照大神と藤原氏の祖神天児屋命との間に結ばれた二神約諾にあるとする中世神話。二神約諾神話は、摂関体制が揺らいだ院政期に成立したとされ、目的は摂関体制の護持とするのが先行説（宮地直一・早川庄八）。二神約諾神話の根拠は、「神代紀」下の一書「復勅天児屋命・太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善為防護」にあり、天照大神と天児屋命との関係が、天照大神と天児屋命の苗裔である大中臣氏との関係に反映している。神宮祭祀において大中臣氏の特別な立場を説明するために形成された二神約諾神話は、伊勢神宮相殿神を交替させるという展開となり、鎌倉後期の通海の『大神宮參詣記』では内宮相殿神は手力男神・万幡豊秋津姫命から春日大明神（天児屋命）・太玉命に交替している。さらに神道五部書にも内外相殿神の変更が記されている。忌部氏の祖神太玉命が入れられているのは、忌部氏に昔日の勢力が無く、大中臣氏にとつて敵対勢力ですらなくなっていたためであるとする。

第三章「二神約諾神話の展開」は、前章論文に続き、神宮を舞台とする二神約諾神話の展開を述べる。神宮と春日明神が約諾したといふ二神約諾神話は、大中臣氏が祭主として、天照大神に祝詞を奏上することになった経緯を説明するための神話であり、この二神約諾神話は、承久の乱前の混乱する朝廷の中で慈円が体系化したことを指摘する。

第四章「真名鶴神話と伊勢神宮の祭祀構造」は、月次祭と新嘗祭において、天皇に供進される忌火御饌の起源を説明した「真名鶴神話」についての考察。「真名鶴神話」は、神祇官から村上天皇に天暦三（九四九）年に上奏された『神祇官勘文』に記載された神話で、倭姫命の巡行時に佐志津において鶴が守護していた瑞稻を得て、その米を忌火で炊飯し、大神の神嘗祭が始まると説くものである。

「真名鶴神話」は『年中行事秘抄』『師光年中行事』等に記載され、同神話から、著者は宮中の忌火御饌供進儀が内宮の由貴大御饌供新儀と連結していることを読み解いている。

以上、III部十五章の論旨とその特色、及び若干の論評を記してきた。

既に縷述した如く、各論とも貴重な研究成果として当該研究史に裨益するものであるが、本論の最大の学術的功績は、ほぼ同一祭祀構造である朝廷の月次祭神今食・新嘗祭と伊勢神宮の月次祭・神嘗祭との対応関係について、具体的に各祭祀を復元・比較して、両者の密接な対応関係を論証したことである。従来より、天皇が親祭される祭祀と伊勢神宮の祭祀が対応関係にあることは説かれていたが、その対応関係を、具体的に各祭祀を復元した上で比較して論証することに成功したといえる。また、天皇が親祭される祭祀（月次祭・新嘗祭）の延長線上に、神宮の月次祭・神嘗祭が存在するという指摘は、従来不明確であつた月次祭の性格を解明する有力な見解を得たことになると思われる。

そもそも『日本書紀』や『古事記』の説くところによれば、第十代崇神天皇の御代まで天照大神は歴代天皇によって皇居の中で祀られていたが、まず大和の笠縫邑に遷され、次いで第十一代垂仁天皇の御代に伊勢の地に遷されたという。この余りにも有名な神宮ご鎮座伝承を信用する限り、神宮で行われる祭祀と、天皇によって行われる祭祀が密接不可分な対応関係にあることは、いわば自明の理と言える。しかし所謂戦後歴史学は、こうした『紀記』の所伝を疑うところから始められたため、ことに外宮の豊受大神は、伊勢在來の土地神などと解釈され、天皇祭祀との共通点についても、律令国家形成期に神宮祭祀が宮廷祭祀に準じて改変されたためと評価されてきた。また月次祭由貴大御饌で行われる中島神事を豊受大神が征服者天照大神へ御饌を奉獻する服属儀礼とするような見解もあつたが、このような研究状況に対し、本論文は、天皇親祭祭祀と神宮祭祀が元來、相互に密接不可分な対応関係にあつたことを論ずることで、こうした妄説を正そうとしたものである。またその背景に貫かれているものとして、古代の氏神祭祀は、その氏神を奉祭する氏族でなければ執行できなかつたという確信がある。皇祖神である天照大神に対する天皇親祭祭祀のあり方は、まさにその典型といえるが、大神神社の鎮花祭や三枝祭などにおいて、律令国家は在地神社の祭祀に容喙できず、在地の氏族を媒介として間接的に奉祭する他なかつたこと、あるいは二神約諾神話の淵源を、天児屋命を祖神と仰ぐ大中臣氏が、神宮や國家祭祀において卓越した地位を築いていたこととの関連で説き明かされた論考なども、そうした原則から導き出されており、その独創性は高く、総じて高い評価に値するものである。

以上の結果、当該研究は、博士（文学）論文に値するものと認められると判断し、ここに、審査の結果を報告するものである。

学位請求論文最終試験報告書

藤森 馨

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成三十年九月二十六日

審査委員

主査

清水 潔

(本学教授)



副査

荊木 美行

(本学教授)



副査

加茂 正典

(本学教授)

